

4月2日からパスポート申請・交付ができます。

県からの権限移譲により、山都町では平成24年4月2日申請分から旅券（パスポート）の申請・交付業務を開始します。

●取扱窓口

山都町役場 住民環境課 戸籍住民係
※総合支所窓口での申請・交付は行いません

●取扱時間（時間厳守）

【申請】月～金曜日 午前9時～午後4時30分
（ただし、祝日・年末年始を除く）

【交付】月～金曜日 午前9時～午後5時（ただし、祝日・年末年始を除く）

【交付までの期間】

申請した日から11日間（ただし、土・日・祝日・年末年始を除く）

●対象者

山都町に住民登録をしている人、または居所がある人

●申請に必要なもの

取扱窓口に備え付けの「一般旅券発給申請書」に次の必要書類を添付し戸籍住民係へ提出してください。

①戸籍謄（抄）本…1通

②住民票…1通（山都町に住民登録している人は省略できます）

※①、②ともに発行日から6ヶ月以内のもの

③旅券用写真…1枚（6ヶ月以内に撮影したもの）

④本人確認書類（運転免許証など）

⑤前回取得した旅券がある場合は、その旅券をお持ちください

●注意事項

4月2日から、県庁パスポートセンターをはじめとする県の旅券窓口での申請ができなくなります。

ただし、海外で親族などが病気、事故による死亡などにより緊急に渡航する必要がある場合などに限り、従来どおり県庁パスポートセンターを利用できます。

なお、3月30日までに県の窓口で申請した旅券（パスポート）は、4月2日以降であっても申請した県の窓口での受領となりますのでご注意ください。

一般旅券手数料

10年用（20歳以上）	16,000円
5年用（12歳以上）	11,000円
5年用（12歳未満）	6,000円

問い合わせ先：山都町役場 住民環境課 戸籍住民係72-1172

山都町観光案内所 ギャラリー喫茶 ルポン

72-1054

2月のギャラリー

「第11回さんさんなまの作品展」

町内の特別支援学級で学ぶ子どもたちの作品です。学習の中で制作した絵画、工作、手芸などを展示します。個性あふれる楽しい作品をぜひご覧ください。

平成24年2月3日（金）～28日（火）

肥料・飼料などの放射性セシウムの 暫定許容値が設定されました。

堆肥・土壌改良資材・培土 **400** ベクレル/kg

飼料（牛・馬・豚・鶏・うずら用） **300** ベクレル/kg

農地の汚染拡大防止と安全な農畜産物の生産のためにお願います。

耕種農家のみなさんへ

暫定許容値を下回る堆肥・土壌改良資材・培土を使いましょう。

畜産農家のみなさんへ

暫定許容値を下回る飼料を使いましょう。

問い合わせ先：農林水産省（代表03-3502-8111）

申告会場	開設期間	受付時間
熊本東税務署3階 （熊本市東町3丁目 2番53号）	平成24年 2月16日（木） ～3月15日（木）	午前9時 ～午後4時

山都町役場が実施する申告日程については 別途お知らせします

* 土曜日及び日曜日は開設していませんが、2月19日（日）と2月26日（日）は、通常どおり開設し、申告書の記載相談、申告書の受付及び用紙の配布業務に限って行います。

* 会場の駐車場には限りがありますので、公共交通機関を御利用ください。

* 期間中確定申告会場は、多数の来場者で大変混雑することが予想されます。国税庁では画面の案内に従って金額等を入力することで作成することができる「確定申告書等作成コーナー」をホームページにおいて提供しております。この「確定申告書等作成コーナー」で作成したデータは、ご自宅等から「国税電子・納税システム（e-Tax）」を利用して電子申告又は書面で出力して郵送することができますので、ご自分で確定申告書が作成できる方は、是非ご利用願います。

なお、郵送及び信書便により申告書等を提出される際に、申告内容が記載された申告書控えと、切手を貼付した返信用封筒を同封された場合に限り、控えに収受日付印を押印後、返送いたします。

* 申告書の控えに収受日付印が必要な場合は、申告書を出す際に、必ず控えも一緒に提示してください。

確定申告会場 のお知らせ

～熊本東税務署～

平成23年分確定申告会場を、熊本東税務署の庁舎内に開設します。

申告及び納税の期限は、所得税・贈与税は3月15日（木）、個人事業者の消費税及び地方消費税は4月2日（月）までです。

お問い合わせは税務署へ

申告書の書き方等でお分かりにならないことがありましたら、熊本東税務署にお気軽にお尋ねください。

熊本東税務署

〒862-8702 熊本市東町3丁目2番53号

TEL096-369-5566

自動音声案内に従い、「2」番を押して下さい。

20歳になったら国民年金

国内に居住する20歳以上60歳未満のすべての人は国民年金に加入し、国民年金の保険料を納めることになります。

収入等がなく保険料の支払いが困難な場合は「学生納付特例制度（学生のみ）」や「若年者納付猶予制度（30歳未満）」などの保険料の免除制度があります。

国民年金（基礎年金）3つのメリット

1. 『老齢基礎年金』…老後を支えます。
2. 『障害基礎年金』…病気やけがで障害の状態になったときに支えます。
3. 『遺族基礎年金』…加入者が亡くなったとき、子のある配偶者・子を支えます。

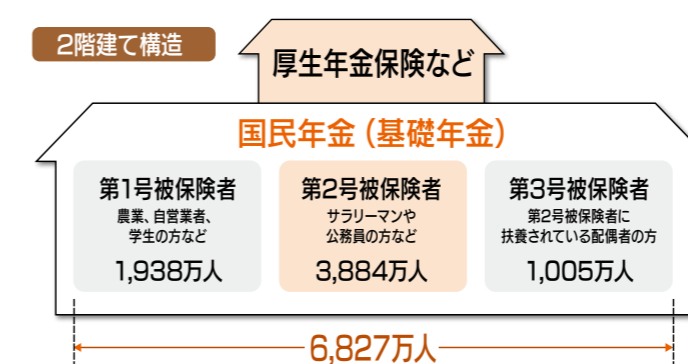
世代と世代の支え合いの仲間入り

公的年金制度は、現役世代が納める保険料で高齢者の方の年金を負担するという「世代と世代の支え合い」が基本です。

公的年金制度は2階建て

日本の公的年金制度は、2階建て構造になっています。

公的年金制度の仕組み（平成22年度末）



※20歳になったときの国民年金の手続きについては役場健康福祉課または熊本東年金事務所までお問い合わせください。

お問い合わせ先

役場 健康福祉課
0967-72-1173
熊本東年金事務所
096-367-8144